

近畿圏広域地方計画等への対応について

平成 25 年 11 月 21 日

本 部 事 務 局

1 次期広域計画での記載

- ・ 近畿圏広域地方計画の策定権限及びこれに基づく近畿ブロックの社会資本整備計画の策定事務の移譲など、地方に委ねるべき国の事務・権限の移譲を求める。

2 今後の対応

- ・ 近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲は時間がかかるため、権限移譲を求めるのに併せて、現行法を前提とした国土形成計画(全国計画)の改正及び近畿広域地方計画策定へ広域連合が積極的に関わっていく。

※ 国土形成計画全国計画(期間：概ね 10 年)は、平成 20 年の策定から 5 年が経過し、次の計画の策定準備に着手すべき時期。

[具体的な対応の方向]

- ① まず、25～26 年度に、連合協議会有識者分科会構成員をメンバーとして、将来の関西圏域の基本推計・主要シナリオを基にした課題抽出と政策コンセプトの展望研究を行うとともに、必要があれば、関西の将来像を検討し、成果をもとに国等に全国計画見直しに向けた提案を実施。
- ② ①の結果に基づき、27 年度以降、関西広域連合として、近畿圏広域地方計画策定に積極的に関わり、困難な意見調整を図ることで実績を示す。

〔 ※ 10 月 24 日に開催した関西広域連合協議会における秋山会長の提案を踏まえたもの 〕